



会 長	局 長	専門員	回 議	主 査

令和4年度北栄町農業施策に関する意見書に対する回答について

令和 4年12月 5日

北栄町農業委員会会長 永田 恭彦 様

北栄町長 手嶋 俊樹



令和4年11月25日付で提出された「令和4年度農業施策に関する意見書」で提案のあったご意見については、農業委員会等の法律（昭和26年法律第88号）第38条第2項の規定に基づき、下記のとおり考慮し農地等利用最低化推進のための施策を行っていきます。

1 担い手対策について

○ 定年就農者への支援対策

兼業農家が退職後に就農することについては、意見をいただいているとおり、地域の担い手を確保する有効な手段であると考えます。地域の担い手になるような新規就農者については就農応援交付金や機械購入支援の就農条件整備事業などが活用できます。ただし事業の活用には要件がありますので、まずは産業振興課にご相談いただければと考えています。

なお、農機具の更新コスト軽減の取り組みにつきましては、あくまでも民間事業者の取引に関わる案件でありますので、公平・公正な取引の観点を踏まえながら、どんな取り組みが可能かを検討してみたいと考えています。

定年新規就農者のバックアップにつきましても、引き続き関係機関とともに連携して取り組んでいくとともに、地域の担い手確保に有効な支援策について、県と連携しながら検討していきます。

また、町では就農相談の充実を図るため、就農相談員を配置しています。定年新規就農にかかわらず、ご相談いただけたらと思います。

2 砂丘畑の対策について

○ 砂丘畑の課題解決とブドウ栽培農家への支援

北栄町の砂丘地農業の大きな魅力のひとつであるブドウの産地振興については、これまで生産者の方を中心に、県・町・JAなどの関係機関が集まり「ブドウ産地検討会」を行い検討してきた経過があります。その中で課題として挙げられたことについて、老朽化したハウス施設の長寿命化や柿ぶどう生産振興事業を活用した産地振興への支援などを行ってきたところです。この検討会は現在も引き続いて実施しており、直近では1月に実施予定ですので、その中でしっかり検討していきたいと考えています。

ぶどうのブランド力の向上についてもこの検討会で協議してきております。令和3年度にはJAが巨峰及びシャインマスカットの化粧箱デザインを一新されましたが、北条ぶどうの良さを表現するものとなっています。近年はコロナ禍により中止となっている販売促進なども再開し、消費者にアピールしていきたいと考えています。

また、令和7年度にオープン予定の「道の駅北条公園」は、産地の中心でぶどうの魅力を発信する拠点になりますので、この新しい施設を最大限活用し魅力を発信していきたいと考えています。

今ある圃場の効率的な引継ぎにつきましては、農業委員会とも連携しながら、なるべく円滑に引継ぎ等ができるよう、生産者の意向を確認しながら生産部と連携して取り組んでいきます。また、その中で「人・農地プラン」についても活用していければと考えています。

畑地かんがい施設の更新及び新品種の研究開発におきましては、それぞれ県・園芸試験場などの関係機関と連携しながらできる支援を行っていきます。

3 有害鳥獣対策について

- 被害の実態把握と報告体制の徹底
- 被害発生地域の組織的な取り組みを支援

農作物の鳥獣被害状況については、この1年間でイノシシ、カラス、ヌートリア等による野菜、果樹、水稻の被害が下神から大谷、東高尾までの範囲で報告されています。被害状況の把握のため、町への捕獲要望のあった農地の確認のほか、共済組合などとの連携により実態の把握に努めていますが、今後は被害の状況をさらに把握できるよう、被害のあった場合は町に報告してもらえよう町報等で、お願いするなど、さらに被害状況の把握に努めていきます。

出荷農家に留まらず家庭菜園においてもまずは各自で被害を防ぐように対策していただき、それでもなお被害が継続する場合は状況確認のうえ、実施隊による罠の設置などの対策を講じていきます。

免許取得者や実施隊員が減少するなかで、地域組織での活発な取組が被害対策には有効だと考えており、新たに狩猟免許を取得した組織に対して交付金を交付し、自ら対策を行う仕組み作りを検討しております。今後、生産組織等の意向を確認しながら、自分たちの農地は自分たちで守る体制を確立していきたいと考えています。

4 ゴミ対策と環境美化について

- 環境美化に関する条例制定のこと
- 立て看板貸出制度の周知徹底

今のところ町として条例の制定は考えていませんが、農地をはじめとした町域全体において環境美化の取り組みを推進していくために、町報・町放送・町ホームページなどの広報媒体を積極的に活用して地域のみなさんの意識醸成を図っていきます。

クリーン作戦をはじめとした地域での環境美化活動につきましても、引き続き行政としてできる支援を行っていくとともに、これまでもポイ捨て防止に係る看板を町内の必要個所に設置していただいているところですが、貸し出し制度についても環境美化の啓発と併せて再度周知していきます。

5 農地の効率的な保全対策

- 農地の用途別管理の検討着手

農地の用途別管理についてですが、町としては、まず、農業生産できる土地をしっかりと確保し、営農していただくことが重要であると考えています。そのためには町としても新規就農者の確保や産地振興をしっかりとやっていきます。

6 外国人労働者受け入れ体制

○ 受け入れ体制の早期構築

農業をはじめ、あらゆる業種において労働力不足がいわれている中で、外国人の受け入れによる労働力確保は有効な手段であると考えています。町としましては、地域で外国人を受け入れる意識を醸成するために、県や国際交流協会など関係機関と連携して異文化共生理解につながる取り組みについて周知していきたいと考えています。